

## 令和4年度 第2回太田市公共工事入札等監視委員会 次第

日 時：令和4年12月16日（金）  
午後1時30分～

場 所：太田市運動公園陸上競技場  
役員室2

### 1 開 会

### 2 挨 拶

### 3 議 題

- (1) 令和4年度上半期入札・契約状況について
  - ・令和4年度上半期入札・契約状況
  - ・くじ引きの状況（契約検査課取扱い案件）
- (2) 令和4年度上半期入札契約の内容審査について
  - ・内容審査No. 1：
    - ①太田市清掃センター解体撤去工事
    - ②東毛林間学校解体工事
    - ③牛沢東樋門改修工事
  - ※入札契約状況における地域要件拡大案件

### 4 その他

### 5 現地視察

- ・（仮称）太田市運動公園市民体育館建設工事

### 6 閉 会

# 令和4年度 第2回太田市公共工事入札等監視委員会 会議概要

開催日時	令和4年12月16日（金） 午後1時30分～
開催場所	太田市運動公園陸上競技場 役員室2
出席者	[委員] 小川委員長、大谷副委員長、大島委員、湯澤委員、中村委員 [事務局] 栗原総務部長 以下5名

## 1 開 会

## 2 挨拶

## 3 議 題

### (1) 令和4年度上半期入札・契約状況について

(事務局より説明)

#### ◆入札・契約状況

区 分	件 数	予定価格(円) (税抜き)	落札金額(円) (税抜き)	単純平均落札率 (対予定価格)	加重平均落札率 (対予定価格)
●競争入札 小計 (対前年比)	277 (109.49%)	5,505,270,000 (198.71%)	4,828,610,000 (200.39%)	85.96% (344㍻イト)	87.71% (0.74㍻イト)
条件付一般競争入札 (通常型)	216	5,171,510,000	4,527,660,000	85.22%	87.55%
うち総合評価方式	0	0	0	0%	0%
条件付一般競争入札 (小規模型)	58	169,120,000	150,680,000	88.50%	89.10%
指名競争入札	3	164,640,000	150,270,000	90.42%	91.27%
●随意契約 小計	6	63,330,000	62,190,000	98.05%	98.20%
うちコペ又はプロポーザルに よる契約	0	0	0	0%	0%
合 計 (対前年比)	283 (108.43%)	5,568,600,000 (58.38%)	4,890,800,000 (53.29%)	86.22% (3.18㍻イト)	87.83% (△8.37㍻イト)

#### ◆くじ引きによる落札件数の状況

種 別	令和4年度(上半期)	令和3年度(上半期)
工 事	59.8%	61.0%
業務委託	建設コンサルタント	15.0%
	役務	94.7%
	業務委託 計	80.7%
合 計	68.2%	66.7%

## 《 審議結果 》

**委員：単純平均落札率について、中央公契連モデルを令和4年としたことにより、どのような影響があって、どのような結果になったのか教えていただきたい。**

事務局：単純平均落札率につきましては、金額に関係なく落札率の平均値ということですので、全体的に落札率が底上げをされているというような状況になっております。案件を発注する際に最低制限価格というものを設定しますが、その価格の算定に用いる国の基準として、中央公契連モデルというものがあります。本市ではこれまで平成25年モデルを平成29年以降ずっと採用しておりました。国の示すモデルが、平成25年の後も毎年ではないですが更新されておりまして、更新毎に最低制限価格の算出金額が少しずつ上がっているというような状況がありました。

本市につきましては、毎年、入札審査委員会におきまして、次年度の入札制度を検討しておりますが、その中で、中央公契連モデルの更新の必要性につきましても入札契約状況の結果を分析しながら、検討を進めて参りました。これまでは変更する必要はないということで判断をしておりましたが、国の働きかけや様々な要因を分析した結果、令和4年度から「令和4年中央公契連モデル」により最低制限価格を算出するという事で変更いたしました。結果、最低制限価格で落札された落札金額が底上げされるということになりまして、全体的に落札率が上がることで、単純平均落札率が底上げされたというような状況でございます。

**委員：材料の値上がりとかというのは、予定価格算出の時点で考慮はされているのか。**

事務局：その時の積算基準に基づいて算出するものにつきましては、最新のものを使用して積算しております。そういった基準に合わないものにつきましては、実勢価格や参考見積の金額を参考にしながら、適正な金額を計算したうえで予定価格を設定しているということになります。急激な変化については、なかなか難しい部分もあるかとは思いますが。

**委員：中央公契連モデルをいつのものを使うかによって、最低制限価格はどのように変わるのか。**

事務局：令和4年モデルを採用することによって、事務局試算で4.76ポイントぐらい上昇するだろうという想定をしております。

**委員：落札金額が昨年度よりも20億円以上増えたということだが、その原因を教えていただきたい。**

事務局：件数自体は昨年比109.49%ですので、1割ぐらい増ということですが、金額の大きい案件が比較的多かった、というところでありまして、1億円を超えるような大きな工事というものの特徴的な部分でありまして、令和3年度上半期につきましては1件、令和4年度上半期につきましては5件ありました。その中でも非常に影響を大きく与えておりますのが、清掃センターの解体撤去工事でありまして、こちらにつきましては、落札金額で11億円ほどというようなことであり、傾向として非常に大きな影響を与えてるところです。

**委員：工種毎のくじ引き割合の傾向が見られるということだが、土木工事のくじ引き率が減少してきているというのは、最低制限価格以上の金額で入札することが増えてきているということか。**

事務局：金額が高い案件につきまして、落札率が高いという傾向が続いているという状況です。

**委員：人件費の問題なのか、コストの問題なのかどのような要因が考えられるのか。**

事務局：土木工事と舗装工事を比較いたしますと、案件の入札に参加する業者数、登録業者数は、土木工事についても舗装工事についても非常に多いというような状況ではあります。舗装については、より入札参加業者数が多いという状況の中で、競争が非常に働いているというところがあると思います。土木工事は道路自体を造るとか、そういったことでありますけれども、舗装工事は道路の表面の舗装を傷んでいるものを直すとか、舗装を打ち換えるとかの工事の種類になって参りますので、施工のしやすさというようなところも、競争が激しくなっている要因ではあると考えております。

また、土木工事のくじ引き率が低い傾向は、金額の大きい案件で集中しているというようなところもあります。単純に施工の内容、金額の大きい方が難しく参加業者が少ないとか、登録業者数も例えばAランク、Bランク、Cランクで考えますと、Aランクが一番少なかったりですとかそういったところもあります。競争性がより働く工種、働かない工種、施工のしやすい価格帯といいますか、工事の内容ですとかそういったところもいろいろ考えていくと、このような結果が出てくると推測されます。

**委員：事業規模の大きな業者は、こういったところが対象となるのか。**

事務局：金額でランク別の発注をしておりますので、金額が大きい案件は土木の中でもAランクの業者向けというようなこととなります。業者の規模からすれば、比較的大きいところが多いと思います。

## (2) 令和4年度上半期入札契約の内容審査について

### ◆内容審査 No. 1 :

- ①太田市清掃センター解体撤去工事
- ②東毛林間学校解体工事
- ③牛沢東樋門改修工事

※入札契約状況における地域要件拡大案件

#### [ 経過 ] (事務局より説明)

今回、内容審査をお願いいたします3案件に共通するポイントについてでございますが、こちらの3案件ともに地域要件を拡大して対応しているということがあげられます。地域要件につきましては、本市の入札制度の原則といたしまして、地域経済の活性化を図るため、市内業者への優先発注を原則とするというものがございますが、今回の3案件につきましては、「地域要件なし」または、「地域要件を県内に拡大」ということで対応を図ったものでございます。

1 案件目、「太田市清掃センター解体撤去工事」でございます。こちらは、役割を終えました旧太田市清掃センターの施設を解体撤去するものでございます。工事概要といたしましては、清掃センター施設の解体撤去に係る仮設工事、除染工事、解体工事、処理・処分工事、測定調査等となります。

今回の工事は、廃棄物の焼却施設の解体ということでございまして、ダイオキシン対策など特殊な工法を必要とする工事となります。「解体」に登録のある業者であれば誰でも施工できるものではない、といった事情があるものです。入札参加資格要件の設定について、今回のケースにつきましては本市での過去の発注実績もないことから、こちらの工事の設計業務委託の契約先業者のアドバイスも受けつつ、事業担当課と協議しながら設定したということでありました。その結果、登録業者のそれぞれ算出される評価点である総合数値が、解体工事について1000点以上であること、また地域要件を求めない、といったものになりました。これに合致する業者数といたしましては、37者あり、そのうちの2者が市内業者であるという状況でありました。

入札結果でございますが、入札参加者は13者でありまして、そのうちの2者が市内業者でありました。入札につきましては、2者が辞退、11者の応札がありましたが、全者が最低制限価格で並んだということとなりました。くじ引きの結果、県外業者であります、「西松建設(株)さいたま営業所」が落札者となっております。

続きまして、2案件目、「東毛林間学校解体工事」でございます。当林間学校は赤城山の山頂にありましたが、令和元年度をもって閉校ということになりました。今後の利活用の予定もないということから、こちらの施設を解体撤去する工事を行うということでございます。

工事概要としましては、鉄筋コンクリート造2階建ての建物の解体及び解体を伴うアスベスト除去工事を行うものであります。入札参加資格要件の設定については、履行場所が市外の赤城山頂であり、市内業者への発注とした場合、応札に懸念があるということから、事業担当課と協議、調整した結果、地域要件を県内に本店を有する者というところまで拡大いたしました。結果、通常であれば該当業者数22者のところ、該当業者数は93者まで拡大されるということになりました。

入札結果でございますが、入札参加者は11者でありまして、そのうち9者が市内業者でありました。入札については6者が辞退、5者の応札がありました。そのうちの2者が最低制限価格であったということで、くじ引きの結果、市内業者でございます、「株式会社ハツガイ」が落札者となりました。

続きまして、3案件目でございますが、「牛沢東樋門改修工事」でございます。工事概要といたしましては、既存の木製の樋門を撤去し、新たに金属製の樋門を設置するものでございます。また、操作管理のための設備の設置、護岸復旧等を行うものであります。入札参加資格要件としまして、今回の工事は施工に当たり、河川の底の部分に作業用のスペースを作る必要があるという非常に複雑で難易度が高い手順を含んでおります。そこで、競争性の確保と施工能力の担保、こちらのバランスを考えつつ、事業担当課と協議、調整を行いましたところ、「平成24年度以降、過去10年以内に国又は県発注の河川工事で、護岸築堤又は樋門・水門・堰の改修に係る工事を元

請として発注した実績を有すること。ただし、請負金額が税込み 7,000 万円以上の案件に限る。」ということを実績要件として付すということに決まりました。

その結果、市内業者の土木一式 A ランク業者 21 者のうち、この条件に合致するところが 10 者程度になるという状況が見えて参りましたが、市発注の工事としてはほとんど実績のない河川工事であるという特徴とともに、本市でも過去に同様の手順的なものが必要になった案件を発注した際、応札状況があまり芳しくなかったと、このような結果も出ておりました。このことから、応札する業者が少ない案件であろうということが想定されるものであります。

そういった状況を踏まえ、市内業者 10 者程度が該当になるといった状況では応札に懸念があるといわざるをえないという状況でございましたので、地域要件を県内まで拡大することといたしまして、該当業者を 94 者まで拡大して競争していただくこととしたものでございます。

入札結果であります、入札参加者は 7 者でありました。地域要件を拡大いたしましたものの、そのすべては市内業者ということでありまして、開札の結果、「石橋建設工業（株）」が落札者となっております。

以上、ご説明をさせていただきましたが、それぞれの理由によりまして、本市の入札制度の原則であります、市内業者への優先発注とは異なる内容で発注を行ったというものでございます。結果はご説明申し上げた通りでございますが、事業特殊性が余りにも高かった清掃センター解体撤去工事では難しい面もありましたが、ほかの案件につきましては、市内業者が積極的に入札参加をしていただきまして、両案件とも市内業者が落札者となったということでございます。一方で、地域要件を拡大したにもかかわらず、市内業者以外の参加がそれほど多くなかったというところも結果として現れたということでございます。

今後も入札参加資格要件の設定に当たりましては、本市の入札制度の原則に沿いながらも、各発注案件毎に求められる条件等を考慮し、担当課の要望にも配慮しながら、公正公平な入札執行に努めて参りたいと考えております。

#### ◆内容審査一覧表

No	発注形態	工事種類	事業名	施工場所	予定価格 (税抜)	落札金額 (税抜)	落札業者	落札率 (%)
①	条件付一般競争 入札（通常型）	解体	太田市清掃センター解体撤去工事	太田市 細谷町 1712 番ほか 地内	1,467,000,000	1,100,250,000	西松建設株式会社 さいたま営業所	75.00
②	条件付一般競争 入札（通常型）	解体	東毛林間学校解体工事	前橋市富士見町赤城山 1 番地 1 地内	82,730,000	62,050,000	(株)ハツガイ	75.00
③	条件付一般競争 入札（通常型）	土木一式	牛沢東樋門改修工事	太田市 牛沢町地内	113,930,000	112,700,000	石橋建設工業(株)	98.92

## 《 審議結果》

**委 員：1 件目の清掃センター解体撤去工事で地域要件を拡大しなければならなかった最大の理由は何か。どのようなところが難しいのか。**

事務局：清掃センターについては、単純に解体するというだけではなく、ダイオキシンのような汚染物質が多く存在することが明らかな施設であり、その除染作業ですとか、そういったところにも配慮する必要があるということでありました。やはり実績を持った業者でないと対処することが困難だろうというような状況もありましたので、今回の清掃センターにつきましては、各登録業者の評価に使用します総合数値というものを 1000 点以上有しているところであれば対応が可能であろうということを確認しながら、入札参加資格要件を設定したというようなことであります。

**委 員：1 件目の案件は、地域要件なし、該当業者数 37 者となったとのことだが、どのような基準から 37 者となるのか。**

事務局：本市に対して入札参加資格登録をしている業者のうち、日本全国に範囲を広げた中で、総合数値が 1000 点以上というところでの該当業者数となります。

**委 員：入札に参加する業者は、随時募集をかけているのか。**

事務局：2 年に 1 回大きな見直しや更新作業があります。また、その間の随時登録もあります。

**委 員：2 件目と 3 件目は、落札業者が結果的には市内業者になってよかったなところだが、市内の業者が入札に参加してくれることをあまり想定できなかったということか。**

事務局：特に 2 件目の東毛林間学校につきましては、施工箇所が赤城山山頂となります。太田市内の業者がそこまで行って作業するというのが、あまり想定できないということで、市外に向けての発注ということが基本になるだろうということで広げさせていただきました。しかしながら、地域要件を広げても、条件付一般競入札ですと業者が案件を見て入札に参加するという形ですので、まずその案件を見ていただかないと、手が挙がってこないところがあり、その辺りが指名競争入札と違って難しいかなというところですね。

**委 員：3 件目の案件に関しては、市内で要件を満たすのが 10 者程度ということであった。市内で 10 者あれば十分ではないかと思うが、そこも入札に参加しないという懸念があったということか。**

事務局：過去の実績では、同じような条件、同じような複雑な手順を踏む必要がある案件の入札参加者が少なかったということがありました。実際にその案件では、参加が 11 者ありましたが、10 者が辞退してしまったというような極端な結果も出ておまして、そういった懸念が非常にあるというようなことで、地域要件を広げたということですね。結果とすれば、市内業者で十分だったということではあります。そういった過去の結果を踏まえてというような懸念がありました。

**委 員：入札参加資格要件の変更というのは、どのような手順で、どこが決めているのか。**

事務局：事業担当課と協議のうえ、契約検査課で取りまとめまして、入札審査委員会に諮らせていただき、決定しております。

**委 員：清掃センター解体撤去工事の時などは入札要件の設定に設計業者のアドバイスを受けたという話だが、例えば、3 件目の樋門改修工事についても、要件を決める前に市内業者とも協議したりするものなのか。**

事務局：契約検査課は直接やりとりをするということはないです。担当課は、設計を組むうえでの参考見積をいただく場合、そういった程度の意見徴収はあろうかと思いますが、実際に発注に関しての具体的な内容のやりとりはやりたくないと思います。

**委 員：どの業者さんが手を挙げてくれるかということがわからない中で、要件を決めているということか。**

事務局：そのような判断をしています。

**委 員：入札審査委員会というのは大事な委員会であるが、近隣自治体でも入札関連事項が問題になっている例がある。**

事務局：本来、あってはならないようなところから価格が漏れてしまったという非常に残念な話であります。本市の入札制度は原則、事前公表としています。造園関連業務委託は事後公表となりますが、それ以外につきましては最低制限価格も事前公表しておりますので、業者との接触の可能性、価格の漏れいの可能性というのは非常に低くなっています。問題となった自治体でも、事件が起こった後に事後公表していた価格を事前に公表することとしたということも聞いております。そういったリスクも非常に低くなっているとの話であります。

**委員：国は事後公表を原則としているということで変わっていないということだが、国から何か働きかけなどはあるのか。**

事務局：本市でも過去に贈収賄の事件がありまして、それ以降、条件付一般競争入札というやり方を探ってきてはいますが、平成 21 年には最低制限価格については事後公表というやり方を試したことがありました。価格を伏せましたので、結果としてはやはり、そういう働きかけのリスクが高かったということもありますし、最低制限価格を下回った失格不調というものもかなり多くなってきていたということもありました。結果、3ヶ月で事前公表に戻したという経緯もあります。それ以降も最低制限価格の算定方法については、平均型とかいろいろと試行錯誤いたしまして、現在の形に落ち着きましたのが平成 25 年からです。毎年、見直しをかけているということもありますが、基本は平成 25 年から変わっていないということです。ただ、やはり事後公表にすべきというような話は、国の方からも引き続きありますが、本市としてはそういった事件、リスクが非常に高いところを踏まえて、現在の方法を採用しているところですよ。

**委員：価格の点は事前公表としているので問題になりようはないが、要件のところを疑われないように慎重に、公平にしないとということになる。**

事務局：そういったことから入札審査委員会の審議というのは、大事になってきます。

**委員：清掃センター解体撤去工事の総合数値について、例えば、工事案件によって点数が変わってくるのか。また、最低制限価格の算出には令和 4 年モデルを採用しているということであるが、今後、原材料などが上がってくる中で、そのモデルが変動すれば、それによって最低制限価格も変動することになるのか。**

事務局：総合数値につきましては、各登録業者が経営事項審査というものを受けており、工種毎に過去の実績等を踏まえまして点数化したものを持っております。そちらの点数をもって、登録工種の中で順位、ランクを付けていくということになっております。今回の解体工事であれば 1000 点以上という線を引いた中で対応できるか、できないかというのを判断していく、そういった状況でありました。最低制限価格を算出するための中央公契連モデルにつきましては、工事の経費区分毎に掛率が指定されております。掛率については、社会実勢を踏まえまして、国が調整したものを中央公契連モデルとして公表をしています。そちらに準じた形で最低制限価格は算出してくださいということで、価格の事前公表を事後にするようにというような働きかけと同様に、最新のモデルを使うようにと国の方からの働きかけも非常に強いというようなことがありました。

**委員：最低制限価格はどこで算出しているのか。**

事務局：契約検査課で算出しております。また、経営事項審査の関係ですが、経営事項審査を通過していないと、公共工事等の相手方にはなれません。というルールになっています。

**委員：工事によっては材料の指定などもあるのか。**

事務局：そこまではありません。

**委員：地域要件の拡大について、審査委員会などで協議しているのに、入札につながらないというのが公平性の部分でシステム自体がもったいないなという気がした。先ほど、ほかの委員からもあったように、10 者いれば十分かなと思うところで、また更にということがあるということは、逆に、近隣の市の案件に太田市の業者も入札にいていないのではないかとということも考えられる。もう少しお互いに考えるところもあっていいのではないかと思います。**

#### 4 その他

#### 5 現地視察

◆（仮称）太田市運動公園市民体育館建設工事

#### 6 閉会